

2021年8月16日

一般社団法人衛星放送協会
スカパー J S A T 株式会社

令和3年8月11日からの大雨による災害により 被害を受けられた方々への視聴料等の免除について【第1報～第6報】

令和3年8月11日からの大雨に伴う災害により被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CSなど衛星放送事業に関わる76社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：小野直路）とスカパー J S A T 株式会社（本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長：米倉英一）は、令和3年8月11日からの大雨に伴う災害により、8月12日、13日に災害救助法が適用された下記の島根県、広島県、福岡県及び佐賀県の7市4町において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【島根県】

江津市 (ごうつし)
邑智郡川本町 (おおちぐんかわもとまち)
邑智郡美郷町 (おおちぐんみさとちょう)

【広島県】

広島市（全区） (ひろしまし)
三次市 (みよしし)
安芸高田市 (あきたかたし)
山県郡北広島町 (やまがたぐんきたひろしまちょう)

【福岡県】

久留米市 (くるめし)

【佐賀県】

武雄市 (たけおし)
嬉野市 (うれしのし)
杵島郡大島町 (きしまぐんおおしまちょう)

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料、スカパー！オンデマンドご利用料金

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上